

豊前市議会議長交際費の支出基準及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊前市議会議長（以下「議長」という。）が議会の代表として対外的な活動をするための経費（以下「交際費」という。）の公正な支出及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第2条 支出区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 祝金 祝賀会，記念式典，大会，行事等に係る経費
- (2) 見舞金 市政，市議会関係者等の病気等に対する見舞金，災害等による見舞金，義援金等に係る経費
- (3) 弔慰金 市政，市議会関係者等及びその親族の葬儀，法要等における香典，供花等に係る経費
- (4) 会費 各種団体等の主催する総会，懇親会等の参加に係る経費
- (5) その他 前各号に掲げるもののほか，市政，市議会の運営に資する経費で，議長が特に必要と認める経費

(支出基準)

第3条 前条の支出区分に対する支出金額の基準は，別表のとおりとする。

(交際費の公表)

第4条 議長は，豊前市のホームページに交際費の執行状況を掲載する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，議長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成25年4月1日から施行する。